労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(抄)

(女性労働基準規則の一部改正)

第四 条 女性労働基準規則 (昭和六十一年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一 項第十八号イ中 「アクリルアミド」の下に $\overline{\ }$ エチルベンゼン」 を加え、 「又は第二十二条

の二第一 項」 を 第二十二条の二第 項又は第三十八条の十四 第 項第十一号ハ若しくは第十二号ただ

L 書 に改 め、 同 号 ハ 中 「又はメタ ノー ル を メ タ T ル 又は エ チルベンゼン」 に改 め、 第 七 号

まで」 の 下 に (特定化学物質 障 害予 防 規則第三十 八 条の 八に おいてこれらの 規定を準 用する場合を含む

を加え、 同 令第二条第一 項」を 有 機溶剤中 毒予 防規則第二条第一項 (特定化学物質 障 害予防規

則第三十八条の八におい て準用する場合を含む。)」に、 「第十号」を「第七号又は第十号」に改め、 \neg

第二十八条の二第一 項」 の下に (特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含

む。)」を加える。